

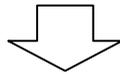
福祉用具購入費の取り扱いについて

平成18年4月の改定により、福祉用具販売は福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられました。（平成18年4月改定関係Q&A Vol2より）
一定の要件を満たす「福祉用具専門相談員」を配置し指定を受けた販売店のみ、購入費の補助対象となります。

福祉用具の販売については福祉用具専門相談員からの助言や情報提供が必要になりました。

A: ケアマネが居宅サービスを作成している場合
「居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている」

福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通して、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行う。（居宅サービスの指定基準 第214条-四）
それを受けて、介護支援専門員は、サービス計画に福祉用具購入が必要である理由の記載を行う。（指定居宅介護支援等基準 第13条-二十二）



福祉用具購入費支給申請書を提出する際に、福祉用具購入が必要な理由が記載された居宅サービス計画を添付する。

その際、居宅サービス計画の記載から必要な理由が明らかである場合は、「福祉用具が必要な具体的な理由」欄の記載は不要。別添ケアプラン参照と記入してください。

B: ケアマネが居宅サービス計画を作成していない場合
「他のサービスが利用されないために、居宅介護サービスが作成されていない」

福祉用具専門相談員は支給申請書に記載された福祉用具が必要な理由等を、そのサービス提供の必要性も含めて確認し、適切な助言を行う。
（居宅サービスの指定基準 第214条-五）
支給申請書の「特定福祉用具販売店名」「福祉用具相談員印」の記入をもって、確認したとみなします。

市の確認 理由欄に記入あり 具体的理由の確認 + 販売店名 + 相談員のサイン
適正化 理由欄 “ケアプラン参照” ケアプランの確認

流れの大きな変更点

今までは、購入してから申請書の提出だったが、今後は、申請書を作成してorケアプランを持って販売店へ行き、購入してから市へ提出する。

ケアプラン作成が間に合わないような緊急の場合はBで処理を行う。

要支援1・2の介護予防も同様の取り扱いです